

各 地 方 農 政 局 長 殿  
北 海 道 農 政 事 務 所 長 殿  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

農林水産省政策統括官

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米の範囲の扱い等について

新型コロナウイルス感染症の発生による外出自粛要請等により業務用を中心に日本酒の消費が、また、世界的なまん延等の影響により日本酒の輸出が減少し又は減少が見込まれることから、原料米である醸造用玄米の供給が需要を大幅に上回ることが見込まれている。このことから、醸造用玄米の在庫の長期計画的な販売の取組を図りつつ、需要に応じた生産・販売を行うために令和 2 年産の他用途への転換、需要の拡大を図ることにより、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和する必要がある。

このため、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）における加工用米及び新規需要米の対象米穀の取扱いについて、下記第 1 のとおり対応することとしたので、貴管内の都道府県及び都道府県農業再生協議会に対し内容を通知するとともに、手続が円滑に行われるよう、都道府県及び都道府県農業再生協議会と連携し、地域農業再生協議会等関係機関に対して指導・助言願いたい。

また、醸造用玄米の需要に応じた生産・販売を更に進める観点から、「米穀周年供給・需要拡大支援事業実施要領」（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 生産第 3472 号農林水産省生産局長通知。以下「周年要領」という。）に基づく米穀周年供給・需給拡大支援事業（以下「周年事業」という。）においても、下記第 2 の新たな支援を追加することを予定していることから、併せてお知らせする。

記

第 1 推進要領関係

1 加工用米

推進要領別紙 1 の第 2 の 1 について、醸造用玄米（農産物規格規程（平成 13 年農林水産省告示第 244 号）第 1 の 2 に定めるものをいう。以下同じ。）を認める。ただし、推進要領別紙 1 の第 2 の 2 の（1）を用途とするものは除くものとする。

2 新規需要米

（1）推進要領別紙 2 の第 2 について、2 の米粉用及び 5 の新市場開拓用（輸出用日

本酒の原料用に供するものに限る。)の醸造用玄米を新規需要米と認める。

(2) (1) に伴い、推進要領別紙2の別添1の2について、米粉用米として契約する醸造用玄米に係る品位は3等以上とする。

なお、同項のただし書きにおける地方農政局長等が特に認める場合にあっては、醸造用玄米の規格外以上とすることができる。

## 第2 周年事業関係 (予定)

### 1 醸造用玄米の需要拡大に係る取組の支援

日本酒等について、生産者・産地、酒造メーカー、外食事業者等が一体となって国内外の販売促進(キャンペーン、新商品販売等)の取組を行う場合には、当該取組に必要な経費に対する支援を行う。

### 2 醸造用玄米の長期計画的な販売の取組に係る保管経費等の支援

醸造用玄米について、周年供給・需要拡大支援のうち周年安定供給のための長期計画的な販売の取組を行う産地に対し、以下の期間に係る保管経費等の追加支援を行う。

① 令和元年産：令和3年4月～10月

② 令和2年産：令和2年11月～令和3年3月

※ 上記の1及び2に関して、今後周年要領を改正予定。